第三十七条を次のように改める。

（特例対象会社）

第三十七条　法第八十七条の四第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、当該連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、当該株式会社に当該連合会又はその子会社が出資しているもの

2　前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第八十七条の四第四項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3　法第八十七条の四第四項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等であって、当該会社の議決権を、当該連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4　法第十一条の六第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

第五十条の七第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ニ中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト(2)及び(3)中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト(4)から(6)までの規定及び(8)中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト(10)中「監査役」の下に「、会計監査人」を加える。

第五十条の三十一の三第一項中「各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第五十条の三十一の七第一項及び第三項中「各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第五十条の三十一の十二第二項第三号ただし書中「、ロ若しくは同項第二号」を「若しくはロ若しくは第二号」に改める。

第五十一条第一項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同項第六号中「第二十八条各号」を「組合若しくは連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項各号」に、「法同条第六号」を「同条第六号」に改め、同項第十一号中「の会社」の下に「及び事業再生会社」を加え、同項第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二　外国において法第十一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第八十七条第四項（第一号及び第二号を除く。）、第九十三条第二項（第一号及び第二号を除く。）又は第九十七条第三項（第一号及び第二号を除く。）に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備（事務所を除く。）の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容を変更しようとする場合

十二の三　外国銀行代理事業に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ　資本金又は出資の額を変更した場合

ロ　商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ　合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ　銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ　破産手続開始の決定があった場合

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「第九十五条第九項、第百条第五項、第百四条第三項」を「第九十五条第十三項、第九十七条第七項、第百条第六項、第百四条第三項、第百四条の二第四項」に、「第二十四条第四項前段」を「第二十四条第四項前段」に、「第二号及び第三号」を「第三号及び第四号」に改め、同項第一号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「規定する投資事業有限責任組合」の下に「（以下この号及び第百四条の二第一項において「投資事業有限責任組合」という。）」を加え、「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補塡又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。）

第十三条第二項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第五十八条第三項を次のように改める。

3　法第五十四条第四項第十号の二の主務省令で定めるものは、次に掲げる外国銀行（同項第十号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。

一　農林中央金庫が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ　法第七十二条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第七項に規定する認可対象会社をいう。第百条及び第百一条において同じ。）を子会社とすることの認可

ロ　法第七十二条第八項ただし書の規定による認可

二　農林中央金庫の子会社でない外国銀行

第七十三条第一項第五号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第七十四条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項前段」に改める。

第八十五条の六第二項第三号ただし書中「、ロ若しくは同項第二号」を「若しくはロ若しくは第二号」に改める。